

2025年12月14日改正
平成18年12月18日改正
平成16年12月19日制定

日本地域学会機関誌規程

（目的）

第1条 この規程は、日本地域学会（以下、本学会）会則（以下、会則）第4条第三号に定める学会機関誌の発行、編集等に必要な事項ならびに機関誌編集委員会の活動等について定める。

（編集、発行所轄委員会）

第3条 当分の間、機関誌編集委員会が、第2条に定める学会機関誌の編集を審議し、その発行業務を所轄する。

（機関誌編集委員会規程）

第4条 機関誌編集委員会の構成、運営、活動等についてのその他の事項は、本学会理事会（以下、理事会）の議を経て別に定める。

（学会機関誌編集審査規程）

第5条 学会機関誌への研究論文、提言等の投稿の手続きおよびこれらの投稿された研究論文等の学会機関誌への掲載の可否を決定するための手続きおよび審査規準等については、理事会の議を経て別に定める。

（機関誌編集委員会の英文名）

第6条 機関誌編集委員会の英文名を Editorial Board, Studies in Regional Science とする。

（予算）

第7条 学会機関誌の編集、発行等の業務に必要な費用は、本学会一般会計予算に計上し、これを賄う。

（細則）

第8条 学会機関誌の編集、発行等に必要なその他の事項については、別に定める。

（改正）

第9条 この規程は、理事会の議を経て改正することができる。

附則（平成16年12月19日制定）

第1条 この規程は、平成17年1月1日より施行する。

第2条 この規程の施行と同時に、日本地域学会機関誌規程（平成10年4月19日制定）（以下、旧規程）は廃止する。

第3条 この規程の施行時に、旧規程に基づく機関誌編集委員会（旧機関誌編集委員会）が行うべき業務が残存する場合には、この規程に定める機関誌編集委員会がこれを継承し、それと同時に旧機関誌編集委員会は解散する。

第4条 この規程の施行時に、旧規程に基づく英文誌編集委員会（旧英文誌編集委員会）が行うべき業務が残存する場合には、この規程に定める機関誌編集委員会がこれを継承し、それと同時に旧英文誌編集委員会は解散する。

附則（平成17年12月18日改正）

この規程は、制定と同時に施行する。